



## 作業環境測定における管理濃度の追加及び変更について 厚生労働省

平成 22 年度管理濃度等検討会報告書(平成 23 年 6 月)において、従来から作業環境測定を実施することとなっている物質のうち、ベンゾトリクロリド等 7 物質の管理濃度等について、最新の知見により改正することを適当としました。これを踏まえ作業環境評価基準の一部が以下のように改定され、平成 24 年 4 月 1 日から適用されます。

### ＜改正後の管理濃度＞

- エチレンイミン 0.05ppm(0.5ppm)
  - ベンゾトリクロリド(管理濃度追加項目) 0.05ppm(-)
  - 硫化水素 1ppm(5ppm)
  - エチレングリコールモノメチルエーテル(別名:メチルセロソルブ) 0.1ppm(5ppm)
  - 酢酸イソペンチル(別名:酢酸イソアミル) 50ppm(100ppm)
  - 酢酸ノルマルペンチル(別名:酢酸ノルマルアミル) 50ppm(100ppm)
  - メチルイソブチルケトン 20ppm(50ppm)
- ※()内は平成 24 年 2 月現在の管理濃度。

これと同時に特定化学物質障害予防規則の一部も改正されました。上記によりベンゾトリクロリドについて管理濃度を新たに設定することから、作業環境測定結果の評価までを行い、その記録については 30 年間保存することが義務付けられました。

当社では、経験豊かな作業環境測定士により、作業環境測定を行うだけでなく、測定結果に対するコメント・提案により、好評価をいただいております。詳細についてご質問等ありましたら、ぜひお気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 2 月 7 日付 官報 第 5733 号  
衛生技術箇所 吉田真由美

## 8 つの物質を認可対象物質リストに追加

欧州委員会は 2 月 14 日、8 つの高懸念物質が REACH の認可対象リストに追加されることを採択し、EU の官報に発表しました。認可対象リストへの追加は、今回で 2 回目、合計 14 物質となります。

8 つの物質は、以下の通りで、すべて発ガン性および/または生殖毒性です。

- Diisobutyl phthalate (ジイソブチルフタレート)
- Diarsenic trioxide (三酸化二ヒ素)
- Diarsenic pentaoxid (五酸化二ヒ素)
- Lead chromate (クロム酸鉛)
- Lead sulfochromate yellow (ピグメントイエロー34)
- Lead chromate molybdate sulphate red (ピグメントレッド 104)
- Tris(2-chloroethyl)phosphate (トリス(2-クロロエチル)ホスフェート)
- 2,4-Dinitrotoluene (2,4-ジニトロトルエン)

これらの物質は、認可がなくては EU 域内で使用及び上市することができなくなります。関係業者はこれらの物質を続けて使用するためには、欧州化学品庁(ECHA)に認可申請を提出しなければなりません。認可申請の期日及び使用期日については、EU の官報で公表されています。

当社は、REACH に関する有害物質の分析も行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012年2月14日付 Official Journal of the EU L 41/1  
環境分析部 白垂力

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [第 7 次水質総量規制の削減計画に同意](#)
- [PCB を含む廃棄物の焼却実証試験\(平成 23 年 11 月~12 月実施分\)結果](#)
- [廃掃法の一部を改正する省令\(案\)に対する意見募集について](#)
- [非意図的に PCB を含有する可能性がある有機顔料について](#)
- [特定産業廃棄物に関する特措法の一部を改正する法律案の閣議決定について](#)
- [有機則等の一部を改正する省令案の概要について](#)



## 放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに 8 月末からゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定を開始しています。

